

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）開始に伴い、申請書等にマイナンバー（個人番号又は法人番号）の記載が必要になります。

平成28年1月1日以降、マイナンバー制度の開始に伴い、マイナンバーの記入欄がある市税に関する各種申請書及び申告書を提出する場合は、マイナンバーを記載することが必要になります。

個人番号が記載された申請書等を提出する際には、「本人確認」として「番号確認」及び「身元確認」が必要になりますので、次のとおり必要な書類をご持参ください。

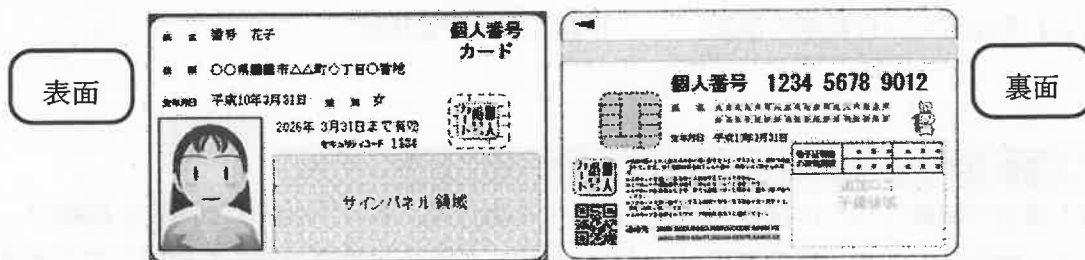
個人番号が記載された申請書等を提出する際は、第三者からの本人の「なりすまし」による虚偽の申請や各種証明書の不正取得を未然に防止するため、番号法第16条に基づき、次のとおり「本人確認（番号確認と身元確認）」をさせていただきます。

つきましては、窓口の税務課職員に次の書類の提示又は写しの提出をお願いいたします。
なお、法人番号の場合は、提示及び提出は不要です。

本人が申請する場合

◆「個人番号カード」（顔写真付き）を持っている場合

「個人番号カード」のみ持参してください。1枚で「番号確認」と「身元確認」が可能です。



◆「個人番号カード」を持っていない場合

次の【1】「番号確認」と【2】「身元確認」を行う書類をそれぞれ持参してください。

【1】「番号確認」のための書類

「個人番号通知カード」（紙製）



【2】「身元確認」のための書類

■「1点で確認できる書類」・・・次の書類のいずれか1点を持参してください。

○「顔写真付きの証明書」(氏名、住所又は生年月日の記載があるものに限りです。)

【例】運転免許証、運転経歴証明書、旅券(パスポート)、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、顔写真付きの住民基本台帳カード、顔写真付きのその他の証明書(学生証、社員証等)等

○「顔写真なしの証明書」(氏名、住所又は生年月日の記載があるものに限りです。)

【例】資格確認書、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等

■「2点で確認できる書類」・・・次の書類のいずれか2点を持参してください。

○「顔写真なしの証明書」(氏名、住所又は生年月日の記載があるものに限りです。)

【例】住民基本台帳カード(顔写真なし)、その他の証明書(顔写真なし)(学生証、社員証等)、住民票の写し、印鑑登録証明書、泉佐野市役所税務課からの通知書(納税通知書等)、公共料金の領収書など

代理人が申請する場合

代理人が申請する場合は、「本人確認」として【1】申請者の「番号確認」、【2】代理人の「身元確認」、【3】申請者の「代理権の確認」を行いますので、窓口の税務課職員に次の3点の書類を提示・提出してください。

【1】申請者の「番号確認」・・・申請者の個人番号カード又は個人番号通知カードの写し

【2】代理人の「身元確認」・・・代理人の「身元確認」書類(運転免許証など)

【3】申請者の「代理権の確認」・・・申請者からの委任状

郵送による提出の場合(※前回の申請内容に変更のない方のみ可能)

個人番号が記載された申請書を郵送で提出する場合は、本人が申請する場合と同様の

「本人確認」として「番号確認」と「身元確認」のための書類の写しを同封してください。

〔「番号確認」・・・個人番号カード又は個人番号通知カードの写し
「身元確認」・・・上記の【2】「身元確認」ための書類の写し〕

※「本人確認」の書類の郵送方法について(お願い)

郵送により提出する場合は、個人番号の安全管理のため、できるだけ追跡可能な「書留郵便」などの方法でお願いいたします。

「本人確認」の書類の不備等により本人確認が出来ない場合

不備等により番号法第16条に基づく「本人確認(番号確認と身元確認)」ができない場合は、申請書等への個人番号の記載がないものとして取り扱い、個人番号を収集しません。ただし、申請書等については、有効なものとして受理いたします。